

東京電力福島第一原子力発電所におけるALPS処理水の海洋放出決定について 十分な説明と慎重な対応を求める意見書

政府は2021年4月13日に東京電力福島第一原子力発電所の敷地内にたまり続けるトリチウムなどを含むALPS処理水の海洋放出を決定しました。東日本大震災から10年を迎え、新たな課題が山積する中、復興を目指すうえで看過することができない措置です。

ALPS処理水については、福島県周辺地域の漁協や農協をはじめとする団体等からも海洋放出反対の意見が出され、多くの市町村議会などからも反対、あるいは丁寧な意見聴取や風評被害対策を求める決議や意見書が提出されています。また、経済産業省が実施したパブリックコメントに寄せられた4,011件の意見のうち、海洋放出によるALPS処理水の安全性への懸念を示す意見が約2,700件にもものぼるなど、国民の理解が十分に進んでいるとは言えない状況にあります。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響もあり、関係者への説明や広く意見を聴く機会が十分に設けられなかったことに加え、国民的な議論もなされないまま決定に至ったことに懸念を抱きます。また、海洋放出、大気放出以外の選択肢、例えばトリチウムの分離や放射能濃度の低減などの技術的な面も含めた根本的な解決策や、福島及び周辺のみを負担を強いることのない処分方法についての検討と議論も十分になされているとは到底言えません。2015年に政府及び東京電力は、福島県漁連に対して「関係者へ丁寧に説明し、理解なしにはいかなる処分もしない」との約束もしています。このように理解を得られていない中での決定は拙速とのそしりを免れません。

このような状況のもと、風評被害対策の具体策が示されることなく海洋放出を決定したことは、復興を目指す漁業・農業関係者をはじめ国民に大きな不安を与え、真の復興に水を差す行為であり、このまま海洋放出すれば漁業に多大な打撃を与えることが懸念されます。

よって、国においては、被害を受ける関係者をはじめとする国民の思いを真摯に受け止め、海洋放出について十分な説明と改めて慎重な対応を行うよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。